○世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(抜粋)

新	旧
(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)	(収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等)
第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物とし	第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物として区
て区長が指定するものは、次に掲げる廃棄物とする。	長が指定するものは、古紙、ガラスびん、缶とする。
(1) 古紙、ガラスびん及びペットボトル	
(2) <u>缶</u>	
(3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令(平成2	
5年政令第45号)第1条に規定する電気機械器具	
(4) 前2号に掲げるもののほか、焼却して処理しないものとして排出され	
た廃棄物で、金属を含むもの	
2 条例第31条の2に規定する区長が指定する者は、世田谷リサイクル協同組	
合とする。	合とする。